

会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 抄

(平成十七年七月二十六日法律第八十七号)

最終改正：平成一九年六月八日法律第七八号

第二節 有限会社法の廃止に伴う経過措置

第一款 旧有限会社の存続

第二款 経過措置及び特例有限会社に関する会社法の特則

(商号に関する特則)

(旧有限会社の設立手続等の効力)

(定款の記載等に関する経過措置)

(定款の備置き及び閲覧等に関する特則)

(出資の引受けの意思表示の効力)

(社員名簿に関する経過措置)

(株式の譲渡制限の定めに関する特則)

(持分に関する定款の定めに関する経過措置)

(持分の譲渡の承認手続に関する経過措置)

(自己の持分の取得に関する経過措置)

(持分の消却に関する経過措置)

(株主総会に関する特則)

(社員総会の権限及び手続に関する経過措置)

(社員総会の決議に関する経過措置)

(株主総会以外の機関の設置に関する特則)

(取締役の任期等に関する規定の適用除外)

(取締役等の資格に関する経過措置)

(役員等の行為に関する経過措置)

(取締役に関する規定の適用除外)

(業務の執行に関する検査役の選任に関する経過措置)

(業務の執行に関する検査役の選任に関する特則)

(監査役の監査範囲に関する特則)

(取締役等の損害賠償責任に関する経過措置)

(会計帳簿の閲覧等の請求等に関する特則)

(計算書類の作成等に関する経過措置)

(計算書類の公告等に関する規定の適用除外)

(資本等の減少に関する経過措置)

(利益の配当に関する経過措置)

(営業の譲渡等に関する経過措置)

(休眠会社のみなし解散に関する規定の適用除外)

(清算株式会社である特例有限会社に関する特則)

(旧有限会社が解散した場合における会社の継続及び清算に関する経過措置)

(特別清算に関する規定の適用除外)

(合併等に関する経過措置)

(合併等の制限)

(株式交換及び株式移転に関する規定の適用除外)

(役員解任の訴えに関する特則)

(有限会社の組織に関する訴え等に関する経過措置)

(非訟事件に関する経過措置)

(登記に関する経過措置)

(登記に関する特則)

(旧有限会社法の規定の読替え等)

第三款 商号変更による通常の株式会社への移行

(株式会社への商号変更)

(特例有限会社の通常の株式会社への移行の登記)

第一条

第四条

第五条

第六条

第七条

第八条

第九条

第十条

第十一条

第十二条

第十三条

第十四条

第十五条

第十六条

第十七条

第十八条

第十九条

第二十条

第二十一条

第二十二条

第二十三条

第二十四条

第二十五条

第二十六条

第二十七条

第二十八条

第二十九条

第三十条

第三十一条

第三十二条

第三十三条

第三十四条

第三十五条

第三十六条

第三十七条

第三十八条

第三十九条

第四十条

第四十一条

第四十二条

第四十三条

第四十四条

第四十五条

第四十六条